

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11	中小企業政策 総まとめ表															
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
31																
32																
33																
34																
35																

中小企業政策 総まとめ表

凡例: □サブノートに詳細施策メモあり
 ■中小機構の施策(広範囲なのでグループ化して押さえる)

ヨコ軸は 根拠法→施策

答練出題箇所
 答練頻出箇所
 特徴ポイント・ひっかけ注意

章	⑤創業・ベンチャー支援			⑥経営革新		
基本講義レジュメリンク	B:SBIR・中小企業技術革新制度	C:経営支援事業環境の整備	C:新事業開拓促進出資事業	B:新創業融資制度	B:経営革新新計画	C:経営強化計画

根拠法 中小企業新事業活動促進法 (旧経営革新支援法+創意的事業促進法+新事業創出促進法)

旧3法を整理統合し、新連携を加えて、中小企業の新たな事業活動を促進する。

対象・要件	技術開発力を有する中小企業を活性化し、事業活動を支援する	地域産業資源の活用に取り組む都道府県等に対し国が支援する。	中小機構が、ファンドを通じて企業を間接的に支援する。	形式的要件に依存せず、無担保無保証人で融資を行う	経営革新新計画承認により、新事業活動(※)を通じ経営の向上を図る。	業況が悪化した特定業種・特定組合に対し支援を行う。	2以上の中小企業者を有効に組み合わせた新事業活動により、新たな事業分野を開拓する	ものづくり研究開発の支援により、日本製造業の国際競争力を強化する
対象		国→都道府県へ支援都道府県→新事業支援体制を整備新事業支援体制→創業の隙何するかを教える		以下の3点に該当する者 ①雇用創出(パート含) ②ニーズ妥当性 ③創業2年以内 ※創業支援対象=5年未満	経営革新新計画承認により、新事業活動(※)を通じ経営の向上を図る。	業績悪化業種の商工組合等	・2社以上異分野の中小企業 ・大企業・NPO参加可、貢献<50%まで ・役割分担・責任体制	
要件				・1/3の自己資金 ・運転資金7年・設備資金7年以内 据置1年			・3~5年間 ・持続的CF確保、10年以内に回収	
新事業活動					モノorサービス ×新規or新方式		モノorサービス ×新規or新方式	

スキーム・手続き								
①基本方針	閣議決定 毎年の交付目標				国			経済産業大臣 ものづくり高度化指針
②計画作成	中小企業庁他 ・テーマ提示→応募			・的確な事業計画	中小企業者等 ・経営革新新計画作成	特定業種特定組合 ・経営基盤強化計画作成		コア企業 ・連携構築(一補助金) ・計画作りこみ(一支援) ・研究開発計画作成
③申請	中小企業庁他				都道府県知事等			経済産業局
④認定	中小企業庁他				都道府県知事等	主務大臣		経済産業局 経済産業大臣
⑤実行	応募企業 ・特定補助金等の受取 ・5つの特例措置				中小企業者等 ・各種支援策が利用可能			コア企業 ・計画実施(一支援) ・事業化

メイン施策	特定補助金等交付	新事業体制(地域プラットフォーム)の整備		新創業融資制度 1,000万円 無担保無保証人 利子有		新連携対策補助金 2/3 連携構築支援 500万 事業化市場化支援2500万	□戦略的基盤技術高度化支援事業(委託金)
						新連携支援地域戦略会議/事務局 全国9箇所 新連携事業評価委員会	

サブ施策(支援セット)	○資本金3億円超も投資対象					○資本金3億円まで投資対象		
中小企業投資育成機								
日本政策金融公庫	新事業活動促進資金			新創業融資制度 1,000万円 無担保無保証人 利子有		○支援貸付		○新連携融資 ○低利融資
商工中金								
中小企業基盤整備機構		■ベンチャープラザ ■ベンチャーフェア				○高度化融資	○高度化融資	○高度化融資

信用保証協会	普通保証 (個人2・組合4億円) 無担保保証(80百万円) 無担保無保証人保証 (1,250万円)	○別格化				○別格化	○別格化	○別格化 ○別格化
	新事業開拓保証 (個人2・組合4億円)	○限度額引き上げ (個人3・組合6億円) (無担保枠+2,000万円)				○限度額引き上げ (個人3・組合6億円) (無担保枠+2,000万円)	○限度額引き上げ (個人3・組合6億円) (無担保枠+2,000万円)	○限度額引き上げ (個人3・組合6億円) (無担保枠+2,000万円)
都道府県等中小企業支援センター(貸与機関)	○(小)設備導入資金 無利子6,000万円 2/3	○(小)設備導入資金 無利子6,000万円 2/3						

税法上の特典						○設備投資減税		○設備投資減税
特許料関連	○特許料減免1/2 1~3年分					○特許料減免1/2 1~3年分		○特許料減免1/2 1~6年分
							事業所税非課税	IPA債務保証 川上川下NW構築支援 ものづくり人材育成事業

気づきMemo

テーマ設定し、公募で補助金交付。
人気あめで支援策

出資。

条件クリアしたら無利子・無担保融資。

新事業活動:数値目標・認定スキームに特徴→出題しやすい

まず出ない。軽くさらっと。

新事業に新連携の要素をプラス。対象・要件→出題しやすい

やや異色。
ポイントのみ独立して押さえればOK。

	G	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE		
1	中小企業政策																	
2	総まとめ表																	
3																		
4	章																	
5	基本講義レジュメラング	C:経営資源の確保	B:連携・共同化 →組合・高度化	B:市街地活性化		C:中小小売業の振興	A:農工商等連携 <地域施策③ 2008年>	A:地域資源活用 <地域施策② 2007年>	C:労働対策	A:下請取引適正化	C:下請企業の振興	⑨環境変化への対応		⑩小規模企業対策				
6	根拠法	中小企業支援法	中小企業等協同組合法 団体組織に関する法律	中心市街地活性化法		中小小売業振興法	農工商等連携促進法	中小企業地域資源活用促進法	中小企業労働力確保法	下請代金支払遅延等防止法	下請中小企業振興法	中小企業倒産防止共済法 中小企業信用保険法	B:連鎖倒産防止 (経営安定対策)	B:小規模事業者 支援促進	B:設備導入資金 支援促進	A:小規模企業共済	A:マル経融資	
7																		
8	対象・要件	中小企業の経営資源の確保を行政が支援する	中小企業者の協同経済事業により、経済活動の機会確保、経済的地位向上を図る	中心市街地における都市機能の増進・経済活力向上を推進し、国民生活上・経済発展に寄与する		中小小売業者の経営を近代化し、中小小売業の振興を図る。	中小企業者と農林漁業者とがそれぞれの経営資源を活用して行う事業を、総合的に支援	地域経済成長に向け、地域資源を活用した新商品・新サービスを総合的に支援	労働力確保のため、中小企業が行う雇用改善の取組みを支援する。	独禁法の特別法。不公正な取引の規制と下請事業者の保護を図る。	下請中小企業の振興を目的。基準・事業計画・振興協会の3本柱。	経営安定対策は、「特別相談事業」と「連鎖倒産防止」の2本柱で構成	小規模企業対策の中核的実施機関である商工会などの支援機能を強化する。	小規模事業者の創業・経営基盤強化のため、資金や設備を貸与する	相互扶助の精神による経営者の退職金共済制度	商工会などが行う経営改善普及事業を金融面から補完する。		
9	対象		高度化事業の対象 ・中小・組合・商工会・公益法人など			・連携する中小企業者 ・農工商等連携促進法 ・指導・助言を行うNPO・公益法人	・地域資源を活用して新商品・新サービスに取り組む 中小企業者		物品の製造・修理委託 →3億・1千万超 (pgm作成、物流保管含む) 情報成果物作成・役務 →5千万・1千万超			倒産防 ・掛金納付>6月	商工会(町村地域) 商工会議所(市地域)	小規模事業者	小規模企業共済 ・従業員20人以下の企業等の役員	従業員20人以下の法人・個人事業主		
10	要件		①中小企業の協同・連携 ②第三セクター(漢字長め) ③高度化出資事業				対象3類型 ①産地技術 ②農林水産品 ③観光資源					SN貸付 資金繰りの悪化 SN保証 市町村長認定					経営指導>6ヶ月 同一地区営業>1年 商工業者	
11	新事業活動						モノ/サービス 一該当? ×新規or新方式											
12																		
13	スキーム・手続き																	
14	①基本方針						国→基本方針 (主務大臣→認定基準)	国→基本方針 都道府県→基本構想					経済産業大臣 ・振興基準作成					
15	②計画作成		中小企業者 ・都道府県助言・診断を受けて事業計画作成	市町村 ・基本計画作成 ↑活性化協議会意見	事業実施者 ・活性化事業計画作成	小売業者組合等 ・高度化事業計画作成	共同で「農工商等連携事業計画」を作成	中小企業等 ・地域産業資源活用事業計画作成					下請事業者・親事業者 ・振興事業計画					
16	③申請		A方式:都道府県 B方式:中小機構	内閣総理大臣	主務大臣			都道府県等									都道府県中小企業支援センター	
17	④認定		A方式:都道府県 B方式:中小機構	内閣総理大臣	主務大臣	都道府県知事or 主務大臣	国(経済産業局)	国(経済産業局)					国				都道府県中小企業支援センター	日本政策金融公庫
18	⑤実行		資金貸付	活性化協議会を組織		各種支援を受ける	各種支援を受ける	各種支援を受ける					実施策について国から 支援を受ける。					融資実行
19	メイン施策																	
20	指導から支援へ	都道府県等中小企業支援センター	組合制度	□中心市街地活性化基本計画	□中心市街地商業等活性化支援事業2/3補助	□農工商等連携対策支援事業 2/3補助	□農工商等連携支援事業計画 →信用保険	□中小企業退職金共済制度 5,000~30,000円	親事業者の4義務	振興事業計画制度	経営安定特別相談事業	経営改善普及事業×9	○(小)設備導入資金貸付 無利子6,000万円 1/2 7年内、連帯保証人・担保				据置 設備資金10年内 2年 運転資金7年内 1年	
21	ここが 気持ち悪い。	地域中小企業支援センター等との協力	高度化事業				□農工商等連携支援事業計画 →信用保険	□中小企業基盤人材確保 助成金(雇用・能力開発機構)	①注文書面作成 ②書類2年間保存		連鎖倒産防止3点セット	JAPANブランド戦略展開 支援事業 戦略500万円 ブランド確立2,000万円	○(小)設備貸与 低利 6,000万円 7年内、要保証人					
22		中小企業診断士制度	中小企業活動開拓・実用化事業						③60日内支払 ④遅延利息14.6%			基盤施設事業						
23	サブ施策(支援セット)																	
24	中小企業投資育成株																	
25	日本政策金融公庫					融資							セーフティネット貸付				□マル経融資 無担保・無保証人・低利 融資1,500万円	
26	商工中金																	
27	中小企業基盤整備機構	■新現役チャレンジ支援事業 ■中小企業基盤整備機構・支援/共済制度 ■中小企業大学校 ■IT化支援 ■海外展開支援・国際化支援アドバイザー	■事業計画助言・融資 1都道府県と共同提出 ■第三セクター・商店街整備等支援事業	■中心市街地商業活性化診断・サポート事業	■事業活性化アドバイザー派遣事業 ■中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業		■地域資源活用企業化 コーディネイト事業 ■市場志向型ハンズオン支援事業 ■地域企業力向上支援事業(交付金) ■地域中小企業応援F				○高度化融資	■中小企業倒産防止共済制度 5,000~80,000円 (5,000円刻み) 無利子 ○共済金貸付 × 支給 →掛金から1%控除 320万→3,200万・32万円				■小規模企業共済制度 1,000~70,000円 (500円刻み)		
28	信用保証協会																	
29	普通保証 (個人2・組合4億円) 無担保保証(800万円) 無担保無保証人保証 (1,250万円)					信用補充		<認定必要> 保証限度額特例(別枠)									小規模3施策 きょう:共済 ゆう:融資 し:設備資金 たい:設備貸与	
30	新事業開拓保証 (個人2・組合4億円)																	
31	都道府県等中小企業支援センター(貸与機関)										下請企業振興協会等(全国・都道府県) →下請かけこみ寺						○設備資金貸付事業 ○設備貸与事業 無利子 6,000万円 1/2	
32	税法上の特典					税制			法人:損金算入 個人:必要経費				法人:損金算入 個人:必要経費				経営者個人の所得から 掛金全額所得控除等	
33	特許料関連																	
34	知的財産施策 ・知財駆け込み寺 ・特許流通アドバイザー □技術基盤の強化 ・テクノレレッジNW ・地域イノベーション創出 研究開発事業 □JETROの施策 ・展開輸出支援事業 ・知的財産保護対策事業	組合制度 ・組合名 ・根拠法 ・組合数 ・発起人数 ・備への変更可否			ハード整備事業	<認定必要> 食品流通構造改善促進法の特例 農業改良資金助成法の特例 <認定不要> 地域力連携拠点事業 327 <小規模企業対策> 小規模事業者新事業全国展開支援事業	<認定必要> 専門家アドバイザー 商談会等優先出展 <認定不要> □地域資源活用販路開拓等支援事業 <小規模企業対策> JAPANブランド戦略展開支援事業	親事業者の禁止行為 ×有償材料の早期決済 □下請企業振興事業計画制度			事業分野の調整							
35	気づきMemo	総合系、その他の施策。	組合制度頻出。高度化事業は中身よりも認定スキームを出題	2段階スキーム注意。わかりづらく、Cランクひっかけ作りやすい	活性化協議会使って実際に活動。2/3補助金注意。	中小機構から派遣	出せるポイントが意外と少ない! 答練出題ポイントをcheck!	出せるポイント豊富。答練出題ポイントをcheck!	共済3兄弟の括りで押さえる。それ以外不要。	出題ポイント明確。	下請かけこみ寺が紛らわしいが、全体的にはCランク。	倒産防重要。共済3点セット、連鎖倒産防止3点セットの両方で登場。	小規模まで目が回らないので、商工会を通じて支援?	「貸与機関」の意味をチェック。SBIR・経営革新計画のおまけでも登場	出題ポイントは限定。	根拠法・スキームとも独特。他論点と切り分け、独立して押さえる。		